

富良野市勤労者生活資金 のご案内

このパンフレットでお知らせする融資制度は、富良野市が、北海道労働金庫 富良野支店を通じて、市内の事業所にお勤めの方に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を融資するものです。

北海道労働金庫富良野支店は申込みのあった都度、審査を行い、また、信用保証協会の保証審査を経た上で、富良野市の定める融資条件により資金の貸し付けを行います。

融資の対象 となる方

- 富良野市内に住所を有していること
- 現在の事業所に1年以上勤務し、今後も引続きその事業所に勤務すること

資金の用途

- 生活資金（医療資金、災害資金、冠婚葬祭資金、一般生活費等）

○教育資金

（注）貸付金の用途は、勤労者の生活に必要なと認められるものに限ります。

融資限度額 融資期間

- 生活資金 50万円以内、3年以内

- 教育資金 150万円以内、7年以内

（注）金融機関、信用保証協会の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合もあります。

融資の利率

- 生活資金 年2.82%

- 教育資金 年2.40%

（注）融資利率は、金融情勢の変動により変更される場合がありますので、取扱金融機関などでご確認ください。
また、別途保証料が必要となります。

取 金 融 機 関

- 北海道労働金庫 富良野支店

（住所）富良野市若松町2番28号

（電話）0167-23-6000



お問い合わせ先

取扱金融機関へ直接お問い合わせ いただくほか、
富良野市経済部商工観光課商工労働係（0167-39-2312）
までお問い合わせください。